

狭山市建設工事請負契約に係る技術者の専任に関する取扱い

(令和5年7月25日市長決裁)

1. 目的

この取扱いは、狭山市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法及び同法施行令に規定される技術者の専任に関する必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この取扱いは、建設業法第26条及び同法施行令第27条に規定される専任の主任技術者を必要とする工事で、1件の請負代金の額が4千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上の工事に適用する。

3. 専任の主任技術者が兼任することができる工事

建設業法施行令第27条第2項に規定される専任の主任技術者が兼任することができる工事は、以下に掲げる要件を全て満たす工事とする。

- (1) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請負業者で施工する場合等を含む）
- (2) 工事現場の相互の間隔が直線距離で10.0キロメートルの範囲内にある工事又はそれぞれの工事現場が全て狭山市内にある工事
- (3) 入札公告及び発注図書等に兼任を認めない旨の記載がない工事

4. 専任の主任技術者が兼任することができる工事の数

同一の主任技術者が兼任できる工事の数は、専任が必要な工事を含む2件とする。

ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工する工事は1件の工事とみなす。

5. 提出書類

- (1) 専任の主任技術者の兼任を希望する場合は、契約締結前に発注者に「専任を要する主任技術者の兼任届出書」（様式1）を提出すること
- (2) 前項の兼任届出書（様式1）提出にあたっては、既に主任技術者として配置されている工事の発注者の指示に従い様式の写しを提出し確認を得ること

6. 留意事項

この取扱いは、監理技術者には適用されない。

7. 適用日

この取扱いは、令和5年7月25日から適用し、適用日以前に既に契約を締結している工事で、適用日現在で施工中の工事についても適用する。